

鹿児島県実需情報提供システム設置運用規約

(目的)

第1条 鹿児島県（以下、「県」という。）では、南北600kmにわたる広大な県土を活かし、多彩で魅力ある農林水産物や加工品等（以下、「県産農産物等」という。）が、数多く生産されている。これらの生産や製造を担っている県内の農林漁業者、団体や加工業者のうち、販路を拡大しようとするもの（以下、「生産者」という。）に対し、効率的な情報提供を行うことにより、さらなる県産農産物等の販路拡大に資する。

(システムの名称)

第2条 本システムの名称は、「鹿児島県実需情報提供システム」（以下、「システム」という。）とする。

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システムに登録した生産者を「登録会員」という。
- (2) 県内外の飲食店、加工業者、百貨店、量販店等を「実需者」といい、システムに情報を提供する実需者を「実需情報提供者」という。
- (3) 登録会員及び実需情報提供者を「システム利用者」という。

(システムの内容)

第4条 県は、登録会員に対し、県が入手した以下の情報を、電子メールにより配信する。

- (1) 実需情報提供者からの、県産品の購入希望に関する情報（以下、「実需情報」という。）。
 - (2) 農産物等の高付加価値化、流通・販売（海外輸出を含む）、消費拡大等に関する情報
 - (3) その他、県が必要と認める情報
- 2 登録会員は、興味を持った情報に対しては各自で実需情報提供者に連絡をとり、商談を行う。

(生産者の登録)

第5条 システムへの登録を希望する生産者は、社名、所在、連絡先等を登録申請書（別記第1号様式）に記入し、誓約書（別記第2号様式）を添付のうえ県に申請するものとする。

- 2 県は、以下の条件を満たすことを確認し、満たしている場合は申請書を受理する。
- (1) 県内に在住し、主たる事務所を県内に置く者
 - (2) 県産農産物等の生産・製造を行う者
 - (3) その他、県が必要と認める者
- 3 申請書の受理後、県は登録会員に対し受理確認の電子メールを配信する。

(実需情報提供者)

第6条 実需情報提供者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 県産農産物等を利用した加工・販売を行う者
 - (2) 第1条の目的に資する者
- 2 実需情報提供者は、希望する取引の内容を実需情報シート（別記第3号様式）に記入し、県に提出するものとする。
- 3 県は、提出された実需情報を登録会員に対し電子メールで配信するものとする。
- 4 実需情報提供者は、商談等の結果について定期的に商談報告シート（別記第4号様式）により県に報告するものとする。

(システム利用者の制限)

第7条 以下の条件に該当する生産者及び実需者はシステムへの登録及び利用ができない。

- (1) 県から指名停止措置又は不利益処分を受けている者
- (2) 暴力団又は暴力団員の構成員その他これに準じる者
- (3) その存在や活動実態が明確でない団体
- (4) 法令等に違反する行為がある場合
- (5) その他、県が利用者として不適切と判断した場合

(会費)

第8条 システムの利用は無償とする。

(情報共有の範囲)

第9条 システムにおいて得られた情報は、県が第1条の目的を達成するために必要と認めた県の関係課等に提供することができる。

(禁止事項)

第10条 システム利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれがあるとみなされる行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 取引の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (4) 県の業務の運営を妨げる行為

(登録の取消・削除)

第11条 登録の取消を希望する登録会員は、登録取消申請書(別記第5号様式)を県に提出するものとする。県は、登録取消申請書を受理した後、登録会員に電子メールで受理した旨を連絡する。

2 県は、登録会員が次に掲げるいずれかの事項に該当した場合には、登録会員の意志確認を経ずに県の独断においてその登録を取り消すことができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 登録会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (3) 登録申請時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (4) 県からの連絡が取れなくなったとき
- (5) その他、システム利用者としてふさわしくない行為があったと県が判断した場合

(免責)

第12条 県は、システムの利用者がシステムを介して行った商談で発生したトラブル及びクレーム処理等について、介入せず、かつ一切の責を負わない。

(規約の変更)

第13条 県は、必要と認めるときには、システム利用者へ予告なく本規約等の内容を変更することができるものとし、システム利用者はあらかじめこれを承諾することとする。本規約等の変更については、県が変更を通知した後において、システム利用者が使用を継続した場合には、システム利用者は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

(事務局)

第14条 システムの事務局は県農政部農政課内に設置する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年5月20日から施行する。